

農薬の噴霧**適用範囲**

本作業指針シートは ILO 化学物質管理ツールキットの一部で、管理段階 2 (農薬) の個人用保護具が必要なときに使用する。本作業指針シートは、農薬を扱うための規範を示す。農薬の噴霧に係わるすべての作業で、本作業指針シートに従うこと。本作業指針シートはまた、農薬被害を防止するために従わなければならない注意事項も示す。国ごとに、行政機関 (環境局) が特定の農薬に関する処理規則を決めている場合がある。本作業指針シートは作業者の健康を守るための最低限の基準を示すが、製品ラベルに書かれている基準より低い管理基準を正当化するために、本作業指針シートを使ってはならない。製品ラベルに詳細な注意事項が記載されている場合は、その指示に従うこと。

作業場

- 作業者は自分が作業することを周辺の人に知らせること。また、関係者以外を作業場に入れないこと。
- 農薬を噴霧したら、その植物に人々が数日間触れないようにすることが大切である。通路や道路に注意を促す標識を表示すること。

計画 (環境)

- 農薬を散布装置に充填するときは、こぼれたものが回収できる場所で行うこと。
- 絶対に、高濃度農薬を地面に捨てたり排水溝に流したりしないこと。
- 農薬の必要量を計算して、その分だけを作ること。

農薬の噴霧**トラクタ連結型の散布装置**

- 製品ラベルを読んで、噴霧中に着用しなければならない保護具を確認すること。
- 製品ラベルに何も書かれていない場合は、清潔な綿のオーバーオール、布製の帽子などの頭部保護具、手袋、および安全靴を着用すること。手袋は使い捨てでも構わない。
- 製品ラベルに防毒マスクの必要性が書かれていたら、必ず着用すること。防毒マスクを着用すると、視界が悪くなるので注意すること。
- 屋根なしの運転席付きトラクタを使う場合は、保護係数を 10 倍以上とすること。
- 残った農薬は捨ててはならない。残ったものは、容器が空になるまでも作物に噴霧

し、さらに容器内部をきれいな水で洗浄して同様に噴霧する。

- 噴霧器のノズル、噴霧器のブーム、およびトレーラを扱うときは、細心の注意を払う必要がある。必ず手袋を着用すること。乾燥した農薬は高濃度農薬と同じくらい危険である。
- 噴霧器のノズルとブームを洗浄した水は回収して、安全な方法で廃棄すること。
- トラクタや噴霧器を雨水が流れ込む場所に置かないこと。また、トラクタを洗浄した水を河川に流さないこと。

携帯型の散布装置（ナップザック式噴霧器、圧縮式噴霧器など）

- 農薬を扱う前に、散布装置が液漏れせずに正常に動作することを確認すること。
- 混合比を慎重に算出し、必要な量だけ用意すること。
- 散布装置の使用中に漏れが発生したら、漏れた液が皮膚に付かないように注意しながら、残りを噴霧すること。次に、散布装置を洗浄・修理すること。
- 製品ラベルを読んで、噴霧中に着用しなければならない保護具を確認すること。
- 製品ラベルに何も書かれていない場合は、清潔な綿のオーバーオール、手袋、および安全靴を着用すること。細かい霧状に噴霧する場合は、防毒マスクを着用すること。腰より高い位置に噴霧する場合は、頭部と顔を完全に覆う必要がある。この場合も防毒マスクが必要になる。
- 残った農薬液を捨ててはならない。容器が空になるまで噴霧してから、容器内部をきれいな水で洗浄し、洗浄液も噴霧すること。
- 水溶性の農薬粉はノズルに詰る可能性がある。詰った場合は、手袋を着用して慎重に詰ったものを取り去ること。また、ノズルを掃除するために、息を吹きかけてはならない。

保護具

- 製品ラベルまたは材料に関する安全上の注意事項を確認するか、納入業者に聞くかして、必要な個人用保護具を用意すること。
- 1日の散布が終了したら、オーバーオールを洗濯すること。
- 使い捨て手袋を使った場合は、外したらすぐに処分すること。
- 再利用可能な手袋を使った場合は、まず、着用したまま石鹼水で洗う。次に、外して外側と内側を洗い、吊り下げて乾かす。擦り切れなどがなくても、1週間使った手袋は廃棄すること。
- 保護具を手入れすること。使わない場合は、きれいにしてから清潔かつ安全な場所に一般の作業服とは離して保管すること。また、破損したらすぐに交換すること。

清掃と整備

- 農薬をこぼした場合は、砂または吸収剤をかけ、それをシャベルですくい取ってラベルを貼った密閉容器に入れること。
- ほうきや圧搾空気を使って塵埃を取らないこと。
- 散布装置を手入れすること。使用後は、水洗でノズルをきれいにし、清潔かつ安全な場所に保管する。
- 洗浄液を地面に捨てたり排水溝に流したりしないこと。
- 高濃度農薬の容器を再利用しないこと（廃棄に関しては、作業指針シート P104 を参照）。

教育と監督

- 作業者に扱う物質の危険性と個人用保護具の必要性を説明すること。
- 作業者に危険な症状とそれが発生した場合の連絡先を知らせること。
- 作業者に問題が発生した場合の対処方法を教えること。